

## 日本元気塾 塾則 (第6期)

### 日本元気塾の運営

#### 第1条 日本元気塾の運営

森ビル株式会社(以下「当社」といいます。)は、この塾則に基づき、第6期の「日本元気塾」(以下「元気塾」といいます。)を運営します。

#### 第2条 所在地

元気塾の所在地は、「東京都港区六本木六丁目10-1六本木ヒルズ森タワー」とします。

### 目的および組織

#### 第3条 目的

元気塾は、講師および元気塾の塾生(以下「塾生」といいます。)相互の交流の場として、塾生にサービスを提供することを目的とします。

### 塾則および諸規定

#### 第4条 塾則

- 1 当社は、元気塾のすべての塾生または入塾希望者が元気塾を利用し、または元気塾に入塾するうえで守るべき規則として、この塾則を定め、また適宜変更することができます。この効力はすべての塾生および入塾希望者に及ぶものとします。
- 2 当社は、上記の他にも必要に応じて規定または規則(以下これらの規定または規則をあわせて「諸規定」といいます。)を定め、また適宜変更することができます。この効力はすべての塾生および入塾希望者に及ぶものとします。
- 3 当社は、必要に応じ、この塾則を変更し、または諸規定を定め、もしくは諸規定を変更することができるものとします。この場合、当社は、ホームページ(<http://www.academyhills.com/school/genki/index.html>)に掲載する方法または当社が適当と認めるその他の方法で塾生に通知するものとします。
- 4 塾生は、この塾則および諸規定の制定および変更に対し異議の申立て、権利の主張、その他一切の請求をしないものとします。

## 入塾および塾生の権利義務

### 第5条 塾生

- 1 塾生は、年齢満20歳以上の個人で、所定の入塾手続きを完了した方とします。
- 2 塾生は、塾生の資格を有している間、六本木ライブラリーの施設（以下「ライブラリー」といいます。）を「コミュニティメンバー」と同様に利用することができます（ただし、ワークスペースに関しては受付にて入室手続きが必要。入室受付時間は8時から22時、利用時間は8時から23時までとなります。）「六本木ライブラリーコミュニティメンバー利用規定」B（ただし、第1項（1）ワークスペースの利用時間に関する部分、第4項のセキュリティカードに関する部分、第7項、第12項および第15項を除きます。）は、塾生の当該施設利用について準用します。
- 3 入塾希望者、入塾希望者を代理または媒介する者その他の入塾希望者の関係者（以下あわせて「入塾希望者ら」といいます。）が暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含みます。）が違法または不当な行為を行うことを助長または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。改正があった場合には改正後のもの。）第2条第4号に規定される暴力団関係者を含み、以下「暴力団等」といいます。）に該当する場合、暴力団等に支配されている場合および暴力団等と何らかの関係の有している場合には、第1項の要件を満たすか否かに関わらず、入塾が認められません。入塾希望者は、当社に対し、入塾希望者らが暴力団等に該当しないこと、暴力団等に支配されていないことおよび暴力団等と一切の関係を有していないことを確認するものとします。

### 第6条 塾生の権利と義務

- 1 塾生は、この塾則および諸規定に従って元気塾のサービスおよび付随するサービスを受けることができます。
- 2 塾生は、塾生以外の当社が指定する第三者が元気塾を受講し、または付随するサービスを受けることがあることを承認するものとします。
- 3 当社は、塾生に対して、元気塾の設備その他の資産について所有権、賃借権その他の権利を認めるものではありません。
- 4 塾生は、元気塾の健全な発展および塾生相互の親睦に貢献する義務を負うものとします。
- 5 塾生は、当社の定めた受講料の支払いその他この塾則および諸規定に定める塾生の義務を誠実に履行しなければなりません。

- 6 塾生は、入塾式が行われる日から卒塾式が行われる日までの間、塾生の資格を有するものとします。塾生は、当該期間の満了をもって、塾生としての資格および一切の権利を失い、その後元気塾の受講およびライブラリーの利用をすることはできません。ただし、期間満了の前に、当社所定の手続きを行うことにより、ライブラリーのコミュニティメンバーになることができます。

#### 第7条 入塾手続き

入塾希望者は、当社所定の入塾手続きを行うものとします。

#### 第8条 審査

- 1 入塾希望者は、当社による審査を受け、合格の判定を受ける必要があります。
- 2 入塾希望者は、合否の判定について異議の申立て、権利の主張、判定理由の開示その他一切の請求をしないものとします。

#### 第9条 塾生証

- 1 当社は、塾生に塾生証を貸与します。
- 2 塾生証には、塾生である個人の氏名を必ず記載するものとします。
- 3 塾生は、塾生証を紛失した場合には、速やかにスクール事務局に連絡するとともに、当社所定の書式により再発行を依頼するものとします。
- 4 当社は、前項の規定による依頼を受けた場合において、当社が相当と認める場合には、紛失にかかる塾生証を失効させ、新しいものを再発行します。
- 5 塾生は、塾生証の再発行を受ける場合には、再発行手数料として、1回の申請につき、5,000円（消費税・地方消費税相当額込）を支払うものとします。
- 6 再発行手数料は、再発行の依頼時に、ライブラリーのメンバーズ受付で現金で支払うものとします。
- 7 退塾時に塾生証を返却しなかった場合には、手数料として5,000円（消費税・地方消費税相当額込）を支払うものとします。
- 8 再発行後、紛失した塾生証が発見された場合は、発見された塾生証を当社に返却するものとします。なお、第5項または第7項の規定にもとづきお支払いいただいた手数料は、支払後に塾生証が見つかった場合を含め、一切返金いたしません。
- 9 塾生が元気塾またはライブラリーを利用する場合は、塾生証を常に携行し、元気塾スタッフまたはライブラリースタッフから要請があれば速やかに提示しなければなりません。
- 10 塾生は、第三者に塾生証を貸与することはできません。万一、塾生証の貸与・盗

難その他理由のいかんを問わず第三者が塾生証により元気塾またはライブラリーが提供するサービスを利用した場合には、その利用に係る料金の支払いを含む全ての責任は、塾生が負うものとしします。

1 1 塾生は、次の場合には塾生証を直ちに当社に返却しなければなりません。

( 1 ) 塾生の資格を失ったとき

( 2 ) 当社が塾生証の返却を求めたとき

1 2 塾生は、塾生証を第三者に譲渡し、質入れその他担保に供するなど一切の処分することができないものとしします。

#### 第 1 0 条 受講料および費用

1 塾生は、当社が別に定める日までに、当社が別に定める受講料および費用を支払う義務を負うものとしします。

2 受講料の支払方法は、銀行振込による一括払いとしします。

3 塾生は、受講料の支払方法を入塾後に変更することはできません。

4 塾生は、受講料の支払債務と当社が塾生に対して負担する債務とを相殺することはできません。

5 受講料は第 1 6 条に規定する塾生資格停止の期間中も減免されないものとしします。

#### 第 1 1 条 損害の賠償

塾生は、この塾則または諸規定に違反したことに関連して、他の塾生または当社、講師もしくは元気塾スタッフその他の第三者に対し損害を生じさせた場合、その損害を賠償する義務を負います。

#### 塾生資格の譲渡および相続

#### 第 1 2 条 譲渡・貸与

塾生は、塾生の地位およびこれに基づく権利について、譲渡・貸与その他の処分をすることができません。

#### 第 1 3 条 塾生の地位の相続

塾生が死亡した場合には、死亡と同時に塾生の地位を失うものとし、塾生の地位は、相続することができないものとしします。

#### 諸手続

#### 第14条 登録情報の変更

- 1 塾生が、当社に申し出た氏名、住所、電話番号、勤務先、役職名、電子メールアドレスその他の事項に変更があった場合は、その旨を当社宛に電子メールにて通知するものとします。
- 2 当社は、塾生に対して連絡をするときは、塾生が当社に申し出た連絡先に対して行うものとし、塾生が前項に規定する通知をしなかったことにより塾生に生じた不利益について、一切の責任を負いません。

#### 第15条 退塾

- 1 塾生は、受講料の銀行振込日から6日間、当社所定の退塾申請書の様式により退塾の申請をすることができます。この場合には、当社は、塾生から支払いを受けた金額と同額を返還します。
- 2 塾生は、元気塾の開講期間を通じ講師と講義やフィールドワークの活動を共にしていくことを趣旨としているため、原則として、受講開始後退塾することは認めておりません。
- 3 塾生は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの事由により元気塾の活動を継続することが困難となった場合には、当社所定の退塾申請書の様式により退塾の申請をすることができます。この場合において、当社が審査により相当と認める場合には、退塾することができます。
  - (1) 本人の入院または通院
  - (2) 配偶者または一親等以内の親族の介護
  - (3) 長期間に及ぶ出張または転勤
  - (4) その他前各号の事由に準じる事由として当社が認めた事由（業務が多忙であることを除く。）
- 4 前項の規定により塾生が退塾することができる場合には、塾生は、次の各号に掲げる当社が退塾申請書を受領した日の区分に応じて当該各号に定める日をもって退塾するものとします。
  - (1) 毎月1日から20日まで 当月末日
  - (2) 毎月21日から末日まで 翌月末日
- 5 前項の規定にかかわらず、当社が指定した日までに退塾届および塾生証を当社に提出しなかった塾生は、退塾することができません。
- 6 塾生は、退塾手続申請後も、退塾の日まで、元気塾が提供するサービスを利用することができるものとします。

7 退塾が認められた場合には、当社は、受講料のうち次の算式により算出された金額を返還するものとします。算出された額が0またはマイナスである場合には、当社は、受講料を返還しないものとします。

$$(\text{返還する金額}) = (\text{受講料 } 216,000 \text{円}) - \{(\text{受講料の } 10 \text{ 分の } 1 \text{ 相当額 } 21,600 \text{円}) \times (\text{受講済みセッション数}) + (\text{事務手数料 } 5,000 \text{円})\}$$

受講料の10分の1相当額21,600円は、消費税・地方消費税相当額を含む。

8 塾生は、元気塾を退塾したときは、退塾日の満了をもって、塾生としての資格および一切の権利を失い、その後元気塾の受講および塾生の資格によるライブラリーの利用をすることはできません。

9 塾生は、退塾日までに当社に対する全ての債務を弁済しなければなりません。

#### 塾生の資格停止および除名処分

#### 第16条 塾生資格停止処分

1 当社は、塾生（第7号および第8号においては、塾生、塾生を代理または媒介する者その他の塾生の関係者（以下あわせて「塾生ら」といいます。）とします。）が次のいずれかに該当する場合は、その裁量により、期限を定めることなく、その塾生の塾生資格を停止することができます。

(1) 受講料等を滞納したとき

(2) この塾則もしくは諸規定に違反したとき、またはその疑いがあるとき

(3) 講師または他の塾生の迷惑となる行為をしたとき

(4) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき

(5) 破産手続開始申立、民事再生手続開始申立または手形不渡等により経済的信用を失ったとき

(6) 当社に申し出た現住所・電話番号・メールアドレスの未更新、あるいは誤登録の放置や、虚偽登録等により、当社が連絡を試みても連絡がつかないとき

(7) 暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき

(8) 当社に対して次のアからエまでに掲げる行為のいずれかをしたとき（塾生らが属する法人の役員、従業員または塾生らの委託を受けたものによる場合を含む。）

ア 虚偽の事実を告げる行為

イ 粗野もしくは乱暴な言動を用い、または迷惑を覚えさせるような方法で訪問、電話、電子メールその他のメッセージの送付、SNSへの投稿、物品の送付等をする行為

ウ 暴行または脅迫にわたる行為その他の違法な行為

エ 金銭の支払、債務の免除、契約の締結、便宜の供与その他当社による給付で当社が法律上の義務を負わないものを、当社の意思に反して求める行為

( 9 ) その他塾生として不適格であると当社が判断したとき

2 当社は、前項の規定により塾生資格を停止する場合には、当社に登録された塾生の住所に宛てて塾生資格を停止した旨の通知を発送するものとします。この場合においては、通知の発送の時に塾生資格の停止の効力が生じるものとします。

3 塾生資格を停止された塾生は、元気塾の受講、ライブラリーの使用、その他塾生であることによる利益を受けることができません。

4 当社は、その裁量により、塾生資格の停止を解除することができます。

#### 第 1 7 条 塾生の除名処分

1 当社は、塾生が以下に該当する場合は、その裁量により、その塾生を元気塾から除名することができます。

( 1 ) 当社、元気塾または講師の体面を傷つけたとき

( 2 ) 当社、元気塾または講師の利益に反する行為を行ったとき

( 3 ) その他塾生資格停止事由に該当するとき

2 当社は、前項の規定により塾生を除名する場合には、当社に登録された塾生の住所に宛てて当該塾生を除名した旨の通知を発送するものとします。この場合においては、通知の発送の時に除名の効力が生じるものとします。

3 除名された塾生は、除名と同時に、塾生の地位、資格および塾生であることによるすべての権利、利益を失います。

#### 元気塾の廃止等

#### 第 1 8 条 元気塾の廃止

当社は、その裁量により、元気塾の全部または一部を廃止することができます。元気塾の全部が廃止された場合には、塾生は、塾生の地位、資格を失います。

#### 雑則

#### 第 1 9 条 責任の制限

1 塾生は、元気塾を受講し、およびライブラリーを利用する場合には、自らの責任で所持品を管理するものとします。

2 当社は、元気塾の受講時およびライブラリーの利用時に生じた盗難、紛失その他の

事故等について、当社は一切の責任を負いません。

#### 第20条 営利行為等の禁止

- 1 塾生は、元気塾またはライブラリーの利用の機会に、営利を目的とした行為、相手方の意思に反する勧誘その他の講師または他の塾生の迷惑となるおそれがある行為をしてはならないものとします。
- 2 塾生は、前項の行為に及ぶおそれがある者に対して講師または他の塾生を紹介し、または講師または他の塾生に関する情報を提供してはなりません。

#### 第21条 通知

当社が塾生に通知、請求書およびその他の文書を送付する場合には、当社に登録された住所宛てに郵送すれば足りるものとします。この場合において、当該通知、請求書およびその他の文書は、投函日の翌日に送達されたものとみなします。

#### 第22条 休校等

- 1 天災地変その他やむを得ない事由により元気塾の運営に支障が生じるおそれがある場合には、当社は、相当な期間、元気塾の全部または一部を休校または閉鎖できるものとします。
- 2 講義開催日は変更されることがあります。この場合、当社は、原則として7日前までに塾生に通知するものとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合にはこの限りではないものとし、変更の決定がされ次第、当社が適当と認める方法で事前または事後すみやかに塾生に通知するものとします。
- 3 前項の規定により元気塾を休校または閉鎖する場合、当社は塾生が申し出た電子メールアドレスへの電子メールの送信およびライブラリーへの掲示により事前に塾生に通知するものとします。ただし、緊急を要する場合等やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第23条 特記事項

元気塾入塾時に六本木ライブラリーコミュニティメンバーであった塾生は、塾生の資格を有する期間に限り、同メンバーの月会費の支払いを免除されるものとします。

#### 附 則

- 1 この塾則は、平成30年4月17日から施行します。



平成28年9月26日改定

- 2 第1期（平成21年6月から平成22年5月まで実施されたものをいいます。）、第2期（平成22年10月から平成23年5月まで実施されたものをいいます。）、第3期（平成24年5月から同年12月まで実施されたものをいいます。）、第4期（平成27年6月から平成28年3月まで実施されたものをいいます。）、第5期（平成28年9月から平成29年3月までの期間に実施されたものをいいます。）に関してはこの塾則を適用せず、各期の日本元気塾塾則を適用するものとします。